**大阪府職員労働組合教委支部との交渉**

日時：平成27年２月26日（木）13時30分～17時30分

場所：府庁新別館北館１階　会議室兼防災活動スペース２

**１．当面する人員、組織に関わる要求**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 要求項目 | 回答要旨 |
| １ | 新規事業の実施及び組織改編や年度途中の業務拡大に伴う、勤務労働条件の変更にあたっては、事前に情報提供を行うとともに支部・分会と十分協議すること。また、給与関係業務従事者の各所属の状況の検証結果を説明すること。 | 施策の展開にあたっては、選択と集中の観点から、事務事業の見直し、事務処理方法の効率化、組織機構の簡素化等を図り、業務量に見合った適正な人員配置及び予算措置を行ってまいりたい。 |
| ２ | 退職者の補充、年度途中の欠員、長期の病気休職者及び産休・育児休業者及び介護休業者の代替要員は、速やかに正規職員で補充すること。 | 年度途中に生じた欠員については、全庁的に定数管理が非常に厳しい状況ではあるが、その必要性を整理し、正規職員での補充に努めていきたい。病気休職者及び産休・育児休業及び介護休業者の代替要員については、発生・復帰時期が一定ではなく、期間も限定的であることから、機動的かつ弾力的な対応を図るため、非常勤職員での対応を基本としており、ご理解願いたい。しかし、非常勤職員での対応を基本としつつも、効率的な業務体制を確保しつつ、次世代育成の観点から、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりを行うため、一定の要件を満たす場合には、常勤職員の配置や臨時的任用職員による対応に努めているところ。 |
| ３ | 人事異動については、労働条件の変化を配慮すること。 | 人事異動は、異動元・異動先所属の事情、職員の適性等、全体の状況を勘案して行っているところである。 |
| ４ | 非常勤嘱託員及び賃金職員は、正規職員の勤務労働条件を維持するため、実態に応じて迅速に配置すること。 | 非常勤嘱託員及び賃金職員については、事業の内容を見極めながら、真に必要なものについて、従来措置してきているところであるが、今後も必要な予算の確保について、努めてまいりたい。 |
| ５ | 視覚・聴覚、ケガや病気等で障がいのある職員が業務を十分に遂行できるよう、業務アシスタントを必要に応じて配置すること。また、その制度化を行うこと。 | アシスタント等人員の配置については、全庁的に配置の制度はないが、日常業務をはじめ、業務上の連絡事項や会議の報告など、情報伝達がスムーズに行えるよう、所属職員等の協力を得ているところ。今後とも業務運営が円滑に行われるよう、引き続き工夫してまいりたい。 |
| ６ | 耐震補強・大規模改修工事や支援学校への再編となる学校用地の処理、境界協議等の増加、アスベスト対策への対応、食堂や自販機の公募への対応について、業務量の増加に伴い職員の勤務労働条件に影響が出ることのないようにすること。 | 人員の配置については、所属長のマネジメントとして位置づけ、関係課と事前協議の上、業務の廃止を含めた再構築や人員の重点化を行うなど、必要な業務量に見合った適正な配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいくとともに、職員の健康管理等の観点からも時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたい。 |
| ７ | 考古学等担当職員について、今後数年間に生じる大量退職等による欠員補充への対応準備を整え、継続的に新規採用を行うこと。 | 本府では、組織戦略の中期計画においてさらなる定数削減が計画されているといった厳しい状況にあるとともに、府市統合に向けた議論が進められつつある中で、今後の動向に不透明な部分も多くありますが、業務に支障をきたすことのないよう、考古学技師の確保に努めてまいりたい。 |
| ８ | 教育センターにおける研究職の新規採用を行うこと。 | 教育センターでは、学校教育関係者のニーズに応える実践的な研究・研修を実施することから、学校教育に深い理解があり専門的知識と豊かな識見を有し、さらには実際に教育現場の経験を持つ人材の確保が必要である。従って、学校現場に人材を求めていきたいと考えており、研究職を採用することは考えていない。なお、指導主事の資格を有するものについては指導主事として配置している。 |
| ９ | 図書館において、年度当初に司書の欠員が発生することのないよう引き続き採用試験を実施し、「採用候補者名簿」を採用すること。また、今後とも多くの定年退職が予想されているので、職場実態に即した計画的採用を行うこと。 | 司書の採用試験については、平成25年度に引き続き、平成26年度も採用試験を実施し、平成26年10月１日付けで２名の採用を行い、同年11月１日付けで１名を採用したところ。計画的採用については、引き続き、図書館の管理運営のあり方を検討しながら、必要な職員の確保に努めたい。 |
| 10 | 図書館業務への市場化テストの導入、図書館の指定管理者制度の導入については、正規職員の勤務労働条件への影響が生じないよう配慮すること。 | 市場化テストは、府民の図書館利用の促進、満足度の向上を図るため、図書館管理運営業務の一部を民間事業者に包括的に業務委託したものである。資料の選書収集、レファレンス（事実調査、文献調査等）、市町村図書館支援、こども・障がい者サービス、大阪資料・古典籍やビジネス支援に関するサービス、広報計画などの図書館基幹業務については府職員が今後とも担っていく。また、施設管理経費の縮減、利用促進及び利用者サービスの向上を図る観点から、中央図書館においては平成27年４月から、中之島図書館においては平成28年度から、指定管理者制度の導入を予定している。職員の勤務労働条件の変更に関する事項が生じる際には、必要な協議を行ってまいりたい。 |
| 11 | 視覚障がい者への労働安全衛生上の配慮のため、教育センターの電話交換業務は正規職員の複数配置とし、業務アシスタントを配置するなど、安全面への配慮を行うこと。 | 平成25年４月１日から正規職員２名を配置しているところであり、平成25年８月に特別仕様として障がい者用の電話交換機の中継台を設置し、負担軽減を図ったところであるが、今後とも所属職員等の協力を得て、電話交換業務に支障が出ないよう努めてまいりたい。 |
| 12 | 総務サービス事業の展開に伴う、福利課職員の学校総務サービス課との兼務発令による過重労働を解消すること。 | 総務サービス事業を円滑に進めるためには、関係室・課の連携協力が重要であり、可能な限り関係室・課が連携してきたところ。今後とも、業務処理体制の改善を図り、一層円滑に業務が行えるよう関係室・課が連携協力してまいりたい。福利課職員の兼務については、電子申請における申請書を印刷するため、システム上の制約や法令改正に伴う事務見直し等の調整がつくまでの間行うこととしているものであり、その解消に努めていきたい。 |
| 13 | 学校総務サービス課内に経営工学職の配置をおこない、一般職員が担当しているシステム管理業務の過重労働を解消すること。 | 学校総務サービス課の経営工学職は、高等学校課との兼務により配置し、対応しているところである。人員の配置については、所属長のマネジメントとして位置づけ、関係課と事前協議の上、業務の廃止を含めた再構築や人員の重点化を行うなど、必要な業務量に見合った適正な配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいくとともに、職員の健康管理等の観点からも時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたい。 |
| 14 | 学校総務サービス課における、当局の事業展開に伴う運用の変更や制度変更、移管業務による給与関係業務量の増加がもたらす慢性的な過重労働を直ちに解消し、職員の勤務労働条件を改善すること。臨時のシステム開発作業による勤務労働条件の悪化、過重労働などを発生させないよう措置すること。 |
| 15 | 施設財務課における、契約局の委託入札業務に関する過重労働を解消すること。 | 人員の配置については、所属長のマネジメントとして位置づけ、関係課と事前協議の上、業務の廃止を含めた再構築や人員の重点化を行うなど、必要な業務量に見合った適正な配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいくとともに、職員の健康管理等の観点からも時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたい。 |
| 16 | 学校事務職員の人員不足等に伴う事務局職員の過重労働を解消すること。 | 人員の配置については、所属長のマネジメントとして位置づけ、関係課と事前協議の上、業務の廃止を含めた再構築や人員の重点化を行うなど、必要な業務量に見合った適正な配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいくとともに、職員の健康管理等の観点からも時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたい。 |
| 17 | 休日出勤を伴う行事等への業務支援については、労働安全衛生の観点から、十分な日程のもと情報を提供するとともに、過大な割り当てを行わず、代休日の確保などに十分配慮すること。 | 休日出勤を伴う行事等への支援体制については、その内容を確認し、必要な人員の動員を精査した上で、応援依頼を行うとともに、過大な割り当てとならないよう配慮していきたい。 |
| 18 | 教職員室での採用試験事務についての過重労働を解消するための解決策を示すこと。 | 近年、教員の大量採用に伴い、短期間に大量に処理しなければならない採用試験事務が増加する傾向にある。そのため、事務の簡素化や非常勤職員による大量の提出書類の集中処理、また、受験票の発送業務等の委託を行い、担当職員の負担軽減を図っているところ。当面、大量採用が見込まれることから、引き続き、事務処理の軽減化を図ってまいりたい。 |

**２．労働条件、職場環境の改善の要求**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 要求項目 | 回答要旨 |
| １ | 労使慣行を遵守すること。勤務労働条件に関わる問題については、従前どおり支部・分会と十分協議すること。 | 勤務労働条件に関わる問題については、今後とも十分な協議を行ってまいりたい。 |
| ２ | 「新人事評価制度」については、教育委員会事務局内の職場環境、勤務労働条件の差異を考慮し、公平・公正で客観基準に基づくものへと抜本的に見直しをはかり、職員の執務意欲の低下を招く人事評価結果の賃金への反映を中止すること。 | 新人事評価制度については、平成24年４月に制定された職員基本条例に基づき、平成24年度には試行実施を行い、平成25年度から相対評価の本格実施を行っているところ。人事評価の目的は「職員の資質・能力及び執務意欲の向上」であることから、相対評価の実施にあたっては、より良い制度となるよう引き続き人事局と調整を図ってまいりたい。 |
| ３ | 出向職員等の勤務労働条件については、これまでの経過を十分尊重し、処遇の改善を行うこと。また、出向職員等が派遣中であっても、大阪府と同等の勤務労働条件を低下させないこと。 | 財団法人等への職員派遣については、これまで、団体等からの派遣要請に基づき、その必要性を十分検討し、受け入れ条件の整備も見た上で適材適所の見地に立って職員の派遣を行い、その際、労働条件等については、府職員としてのそれを下回らないよう留意してきたところ。 |
| ４ | 時間外勤務手当及び旅費、出張に伴う負担金などを完全支給すること。 | 時間外勤務手当については、平成９年４月１日から「時間外勤務・休日勤務の手続等に関する要綱」を制定し、適切にその運用を図り、対処しているところであります。また、旅費等につきましても、今後とも適正に執行してまいりたい。 |
| ５ | 恒常的残業が解消されていない現状を真摯に受け止めて、これまで以上の対策を講じる必要がある。そのための実効ある具体策を早期に明らかにすること。また、時間外勤務実態を把握するとともにサービス残業をなくすこと。 | 超過勤務の適正化については、従来、事務改善を図るため、その処理方法について、事務内容の簡素化の促進を行うなど、効率的な職務の遂行に努めているところであり、今後とも事務改善に鋭意取り組んでまいりたい。また、平成24年10月からカードリーダーを活用した退勤管理の導入にあわせ、時間外勤務時の入力方法を職員からの事前届出方式に変更し、各グループ長による時間外勤務の事前確認による超過勤務の管理徹底など、超過勤務縮減に向けた管理監督者の意識のより一層の徹底にも努めているところ。教育総務企画課としては、課長補佐会議等でその趣旨の徹底を図るとともに、「ゆとりの日」などの当日は課員に呼びかけ、早期退庁を促しているところ。また、やむを得ず時間外勤務を行う場合、原則事前命令を徹底し、グループ長として時間外勤務の必要性について一定判断した上で時間外勤務を行うよう、課内全職員に対し周知徹底を図っている。今年度も昨年度に引き続き、府立学校等における夏季休業期間中を、大阪府教育委員会「ゆとり月間」として、時間外勤務縮減に向けた取組みを実施するとともに、実効性を確保するため課長会議等で時間外勤務実績を報告しているところであり、引き続き、時間外勤務縮減策について検討してまいりたい。 |
| ６ | 休日・早朝出勤をやめること。やむを得ず行う「勤務を要しない日」及び「休日」の出勤については、勤務を要しない日の振替及び代休をもって措置すること。手当等は、完全に支給すること。 | 休日等勤務については、必要やむを得ない場合に限り行ってきているものと認識しているが、今後ともできる限り休日等勤務が行われないよう配慮してまいりたい。やむを得ず週休日に勤務がなされた場合は週休日の振替を、休日に勤務がなされた場合は代休を取得するよう、指導の徹底に努めているところ。なお、手当等については、平成９年４月１日から「時間外勤務・休日勤務の手続等に関する要綱」を制定し、適切にその運用を図り、対処しているところであります。 |
| ７ | １日60分以上の時間短縮を早急に実現すること。保育特休の廃止で消失した残り15分問題について、保育のための時間短縮を有給で保障すること。また、期間を小学校１年生まで延長すること。 | 勤務時間の短縮については、週38時間45分、１日７時間45分とする改正を平成22年10月から実施しているところ。特別休暇については、より府民の理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行ったところであり、休暇の拡充や新設は困難である。また、保育休暇の廃止に伴い、小学校就学前の子を保育所等へ送迎するために勤務時間の弾力的な運用が必要な職員に対して、早出遅出勤務を実施しているところ。 |
| ８ | 総務サービス事業は、変則勤務・カウンターのある図書館などの出先職場の実態への配慮がなく、多大な犠牲を強いられている。ただちに以下の改善を行うこと。①　視覚障がいのある職員には利用可能な機器であること。②　プライバシー保護のためにも、端末配置場所ごとにプリンターを置くこと。③　誰もが分かりやすいシステムに改善すること。また、わかりやすいマニュアルを作成し、サポート体制も充実すること。 | 職員端末機の配備やプリンターにつきましては、各職場の実態や業務の必要性に応じてその設置に努めてきたところでございますが、今後とも、各職場の実態や、業務上の必要性や効果を見極めながら、適切な配備に努力してまいりたい。また、システムの改善につきましては、費用対効果などの観点も踏まえ、必要性の高いものから順次取り組んでいるところであり、マニュアルや手引きの一層の充実を図り、職員に周知してまいりたい。なお、いずれも全庁的な問題でもあり、今後とも、その動向に留意してまいりたい。 |
| ９ | 教委職場の冷暖房の期間と時間を実態に合わせて延長し、適温を保つこと。別館は、空調の抜本的な改善を行うこと。 | 平成26年度については、大阪府庁節電実行方針に基づき、空調の適温設定については、冷房28℃、暖房19℃としているところであるが、冷暖房に関する要求の趣旨については、十分、庁舎管理課に申し入れてまいりたい。 |
| 10 | 別館内に教育委員会事務局として共用の印刷室を設け、共用の高性能印刷機（自動丁合、ステープル、両面など）を設置すること。 | 教育委員会事務局として共用の印刷室を設けることについては、全庁的にスペースが不足していることから設置については困難な状況である。スペースの確保や修繕については、機会あるごとに庁舎管理課に申し入れてきたところであり、今後ともできる限り努力してまいりたい。しかし、その確保や早急な修繕が困難な状況であることも理解願いたい。 |
| 11 | 職場ごとに実施される人権研修は、労働安全衛生の充実の観点からその内容を事前に公表するとともに支部・分会と協議すること。 | 本府においては「府人権施策推進基本方針」、「人権教育のための国連10年後期行動計画」等に基づき、府職員に対する人権研修をより一層充実させること、特にこれまでの知識供与・講義型の研修から、人権問題への理解を深め、人権尊重の具体的な行動につながることを目的とした参加・体験型研修を推進していくことが求められている。このため、各部局・職場が参加・体験型の人権研修に積極的に取り組めるよう、平成13年度に研修教材や進行マニュアル等が新たに策定され、平成14年度のモデル職場における試行実施を経て、平成15年度から全所属で実施されているところ。人権に深く関わる立場にある府職員は、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に努めることが重要であり、そのための人権研修については、趣旨の説明等を十分に行うなど、各所属において適切に実施されるよう周知してまいりたい。 |
| 12 | 2012年に保健体育課から福利課に業務移管された「教職員健康管理及び労働安全衛生に関する業務」について、訪問者を受け入れる職員の勤務労働条件に影響が出ることのないよう配慮すること。 | 教職員の心身の健康の保持増進の充実・強化を図るため、教職員健康管理及び労働安全衛生に係る業務を平成24年度当初に保健体育課から教職員室（福利課）に移管したところ。当該業務には、教職員のメンタルヘルス等の健康問題に係る相談を受ける業務があり、来訪者のニーズには様々なものがある。今後とも、来訪者を受け入れる職員に影響が出ることのないよう、適切な業務遂行に努めてまいりたい。 |
| 13 | 生理休暇、妊婦の時差出勤、業務軽減等の母性を守る権利、育児時間等の保育に関する権利を完全に行使できるよう、その趣旨の徹底と必要な人的措置を行うこと。 | 特別休暇については、府民の理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行ったところであるが、母性を守る権利等の行使に関することについては、引き続き、その趣旨の徹底と適正な運用が図れるよう努めてまいりたい。 |
| 14 | 女子更衣室を別館６・８階にも確保し、設備等の改善と拡張を行うこと。また、女子更衣室及び執務室内のロッカーは、１人１個とすること。教育委員会職場に男女別の休養室を設置すること。女子トイレに暖房便座を設置すること。 | 女子更衣室については、平成８年６月に別館６階・８階の職員も利用できるよう、７階に新たに設置されたもの。また、設備等については、困難なものもあるが、関係課に伝えるなど適切に対処してまいりたい。 |
| 15 | ＶＤＴ作業による健康障害が生じないよう昭和63年４月１日「ＶＤＴ作業のための労働衛生管理基準」に基づき従事時間の制限等の徹底を図ること。 | 本府においては、昭和63年４月１日「ＶＤＴ作業のための労働衛生管理基準」を定め、平成元年度よりＶＤＴ作業従事職員に対する特別健康診断を実施している。同基準に基づく作業形態区分によると、１か月間を通じて１日のＶＤＴ作業従事時間が平均３時間を超えている職員については、健康診断が義務付けられているが、平成４年度から、１か月間を通じて１日のＶＤＴ作業従事時間が平均３時間未満の職員についても、実情に応じて健康診断が受けられるよう、当時の職員課に申し入れ、運用の改善を図ったところである。ＶＤＴ作業従事職員の健康問題については、過去の経緯についても十分認識しているところであり、当該職員の健康管理については、従事時間の制限、環境の点検整備等により健康の保持に努めるなど、従来、特に注意を払っているところであるが、さらにＶＤＴ作業に関する労働安全衛生対策の動向等、必要な情報の把握に努め、適切に対処してまいりたい。 |
| 16 | 各職場の労働安全衛生委員会の活性化を図り、その機能を十分に果たすこと。 | 職場内の労働安全衛生確保に、委員会の活性化は必要であり、今後とも委員会が十分に機能するよう努力してまいりたい。 |
| 17 | セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等、一切のハラスメントのない職場づくりのため、職場ごとのこれまでの取り組み状況と現状を把握し、明らかにすること 。「指針」の徹底や啓発および二次加害の防止にむけて研修等指導を徹底すること。特に、最近管理職などによる不祥事が続いていることからも管理職等を対象とした研修を行い、不測の事態にも適切に対処できるようにすること。 | セクシュアルハラスメントのない職場づくりについては、平成11年３月に「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を策定し、あわせて指針の内容を具体的に説明した啓発冊子を全職員に配布し、また、平成17年度には事務局幹部職員を対象にセクシュアルハラスメントの防止について研修を実施したところ。パワーハラスメントの防止に関しては、平成22年５月に「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を策定・周知し、また、平成23年12月に同指針を再度周知するとともに、「パワハラ　セルフチェックシート」を活用し、管理監督者はもとより職員にも自己点検するよう周知したところ。この他、昨今の不祥事の発生状況を踏まえ、平成15年度に幹部職員、平成16年度に全職員を対象として倫理研修を実施したところ。さらに、相談体制の全庁的整備の一環として、職員総合相談センターにおける職場の人間関係等も含む様々な苦情相談について、必要に応じて弁護士である専門相談員のアドバイスも活用できることとしており、また、平成23年度から、セクシュアルハラスメントに加え、パワーハラスメントを相談内容の一つの項目として分類し、各種ハラスメントも含めたきめ細かい相談に対応できるようにしているところ。なお、万一、各種ハラスメント事象が発生した場合には、被害職員からの相談をはじめ、職場として万全の対応がとられなければならず、この点からも、特に管理職に対して、あらゆる機会を通じて意識啓発に努めてまいりたい。今後とも、各種ハラスメント事象のない職場づくりに向けて、引き続き、その趣旨の徹底を図ってまいりたい。 |
| 18 | 文化財保護課や図書館からの職員の派遣については、派遣職員の健康と安全に万全を期すこととし、派遣職員の増員要請については、これに伴う職員の勤務労働条件の変更について、支部・分会と協議すること。 | 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る職員派遣や図書館からの職員派遣については、派遣職員の勤務状況等の把握に努めるとともに、勤務労働条件の変更が生じる場合には必要な協議を行ってまいりたい。 |
| 19 | 本庁各課の執務スペースを拡大すること。また、文化財保護課本室を大手前庁舎（別館）に戻し、教育委員会事務局各室課すべての執務室を別館に設けること。高等学校課、施設財務課、福利課、学校総務サービス課の執務スペースの拡大を早急に行うこと。また、執務室の環境を改善すること。大括り室におけるいわゆる「タコ足配置」をしないこと。 | スペースの確保や修繕については、機会あるごとに庁舎管理課に申し入れてきたところであり、今後ともできる限り努力してまいりたい。しかし、現在、全庁的にスペースが不足していることから、その確保や早急な修繕が困難な状況であることもご理解願いたい。咲洲庁舎への移転部局等については、大阪市との連携部局を軸とし、庁舎として有効活用を図る観点から、民間ビル借上げの解消、所管する業務、移転にかかるコスト等を総合的に判断して決められたものであり、ご理解願いたい。 |
| 20 | 文化財の公開と活用を促進するために発生している過重労働を解消すること。 | 収蔵庫施設の過密状況をできる限り解消するため、これまでテクスピア大阪や泉佐野勤労青少年研修センターなど既存の施設を活用し、収蔵庫の確保を図ってきたところであり、平成26年度からは和泉池上文化財収蔵庫の供用を開始したところ。　今後も職員の勤務労働条件に関する事項について、適切な対応を図ってまいりたい。 |
| 21 | 職員の健康診断など、労働安全衛生にかかわる事業を充実すること。 また、予定されている年金制度の変更に伴う、福利課職員の過重労働を防止すること。その対策について分会・支部と十分に協議すること。また、介護休業手当金の給付など、労働安全衛生にかかわる雇用条件については改善すること。 | 職員の定期健康診断については、平成20年度から特定健康診査に連動し、検査項目を追加して実施しているほか、特別健康診断、胃集団検診、大腸検診、女性検診等を実施し、心身の健康の保持・増進に努めているところ。職員の健康管理にあたっては、健康診断をはじめ、保健指導、職場環境管理等の事業を実施しているところであり、リフレッシュ方策やライフプラン施策との連携も図りながら、引き続き、職員の健康保持・増進と疾病予防対策の充実を図ってまいりたい。　被用者年金の一元化が、平成27年10月に予定されている。これに伴い「ワンストップサービス」が開始され、事務処理内容も変更されることになるが、公立学校共済組合本部としても、業務量の把握想定は困難なことから、一元化後の状況を見据えることとされている。今後、必要に応じ、適切に対応してまいりたい。また、勤務条件の変更を伴う場合は、必要な協議を行ってまいりたい。介護休業手当金の給付については、公立学校共済組合において実施しているところ。本件要求の趣旨については、機会を捉えて、同共済組合本部へ伝えてまいりたい。 |
| 22 | 55歳以上の職員が人間ドックの受診を希望した場合は、全員受診できるようにすること。 | 公立学校共済組合大阪支部が実施する人間ドック等の健診事業については、順次拡大に努めてきたところ。財源の減少が見込まれる中ではあるが、希望者ができるだけ受診できるよう改善に努めたい。 |
| 23 | 図書館情報システムの改修更新等について、運営業務の勤務労働条件の変更が発生する場合は、その内容について事前に職員、分会、支部より意見を求め協議すること。 | 図書館情報システムについては、平成25年度のリプレイス時には職員の努力により無事終了することができた。今後ともシステムについては、新機能や運用の変更点などの十分な周知に努めるとともに、改善を要する部分などについて、職員や委託事業者等の意見をお聞きしたい。また、システムの改修更新等に伴い職員の勤務労働条件の変更が発生する場合には必要な協議を行ってまいりたい。 |
| 24 | 技術職及び専門職の適正な昇任昇格制度の運用を行うことにより、公平な給与支給を行うこと。また、性別や思想、組合活動を理由にした昇任昇格制度の運用や、勤務労働条件の改悪を行わないこと。 | 専門職等の昇格については、一般職と同様、組織上の必要性、本人の勤務成績など客観的な条件の下で総合的に判断し、公正に行っているところ。 |
| 25 | 図書館等の土・日曜日開館を強いられる職場にあたっては、職員の土・日連続休暇が保障されるよう、勤務労働条件の確保の観点から、必要な措置を行うこと。　変則勤務や祝日出勤を強いられる職員の負担が過大なものにならないよう、勤務労働条件などの改善を行うこと。土・日曜日の出勤を強要するような言動は厳に行わないこと。中之島図書館の新規事業展開に伴い勤務労働条件に変更が生じる場合は、事前に情報提供を行うとともに支部・分会と十分協議すること。 | 府民（利用者）サービスの観点から、土・日曜日開庁となっている図書館等については、業務が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じているところである。ローテーション勤務職員の勤務条件や勤務条件の変更の必要が生じた場合については、必要な協議を行ってまいりたい。 |
| 26 | 図書館における市場化テストによる委託業者との共同の職場環境の改善を行うこと。労働安全衛生委員会などによる情報の交換・協議の充実、および労働安全衛生規定に基づくスタッフの労働条件が確保されるよう、府職員と共用するスペースなど安全衛生の確保などについて相互の理解や連携が図れるようにすること。 | 民間事業者（㈱図書館流通センター）に対しては、従事スタッフの雇用に際して、労働関係法規の遵守徹底とあわせ、円滑な業務運営が確保されるよう、継続的安定的な雇用関係の構築を要請しているところ。そのため、業務従事者届の提出や日々の出勤状況報告を義務付けているとともに、民間事業者との調整会議の場において、業務報告のチェック・検査を行っている。今後とも、受託者スタッフの労働条件向上、安全衛生の確保などについて、協議を行うなかで、より良い職場環境づくりに努めてまいりたい。 |
| 27 | 大阪市の支援学校の大阪府への移管に伴う勤務労働条件の低下は、これを招かないこと。 | 勤務労働条件に関わる諸問題については、十分協議を行っていく。 |
| 28 | 図書館の全資料の遡及入力業務にかかる、過重労働の解消を直ちに行うこと。 | 図書の遡及入力については、引き続き努力してまいりたい。 |